検査結果表 (第1第1項第1号に規定する昇降機)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与	代表となる検査者		
当該便登に関与 した検査者	その他の絵本老		
	ての他の検査有		

				昇降標	幾番号		
				検査	結果		担当
番号		検 査 項 目	指摘	要重点			検査者
ш.,		K A / F	なし	点検	要是正		番号
-	操译字/操译字	を有しないエレベーターにあっては、共通)				不適格	
		を有しないエレンークーにありては、 欠価 / 	1				
		記並びに照明装置及び換気設備等					
(3)	機械室の床の貰						
(4)	救出装置						
(5)		開閉器及び遮断器					
		電動機主回路用接触器の主接点					
		主接点を目視等により確認 適・否・確認不可					
		フェールセーフ設計					
		(該当する・該当しない)					
		交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準					
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が 年 月 日					
		接触器、継					
(6)		電器及び運	4				
(0)		転制御用基プレーキ用接触器の接点	4				
		板 接点を目視等により確認 適・否・確認不可 適・否・確認不可					
	制御器	フェールセーフ設計					
		(該当する・該当しない)					
		交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準					
		ローやむを待ない事情により、検査者か					
		設定する交換基準					
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
(7)		ヒューズ 数句					
		絶縁 電動発電機の回路 (300V以下・300V超) MΩ 電動機の回路 (300V以下・300V超) MΩ					
(8)		制御器等の回路の300Vを超える回路 MΩ					
(0)		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 MΩ					
		制御器等の回路の150V以下の回路 MΩ					
(9)		接地					
(10)	階床選択機	INNA 18-44					
(11)		減速歯車	ļ				
		綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値					
		(mm)					
(12)		網車又は巻 ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する mm	1				
(12)		胴 要是正となる基準値					
			4				
		ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 適・否 複数の溝間の摩耗差の状況 適・否	4				
(13)		軸受					
(10)		しゅう動面への油の付着の状況	1				
		保持力	1				
		イ.ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより					
		確認					
		け確認 け確認					
	巻上機	ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認					
		パッドの厚さ	1				
		イ. 製造者が指定する					
		要重点点検となる基準値 (mm) 右 mm					
(14)		要是正となる基準値 (mm) ブレーキ ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 左 mm					
		要重点点検となる基準値(mm)					
		要是正となる基準値((mm)					
		プランジャーストローク	1				
		イ. 構造上対象外					
		ロ. 製造者が指定する					
		要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)					
		要是正となる基準値 (mm) ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する					
		要重点点検となる基準値 (mm)					
		要是正となる基準値(mm)	L				
(15)	そらせ車 電動機						
(16)							
(17) (18)	電動発電機 駆動装置等の而	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-				
		上見 m/min	 	 			
(19)	速度	Z格速度 (m/min)					
_		I UT WHEE	•	•	•		

2	共通					
(1)	かご側調速機		過速スイッチの作動速度(定格速度の %) m/min			
(1)	パーニ 医師 地 本1歳		キャッチの作動速度 (定格速度の %) m/min			
(2)	釣合おもり側調	速機	キャッチの作動速度 m/min			
(4)	至3日40 C 2 医原则	IXE IX	(から側キャッナの作動速度の %)			
			径の状況 最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)			
			直住 (mm) 木摩耗直住 (mm) 素線切れ 1よりピッチ内の			
			最も摩損した主索の番号 (素線切れ数 本			
			該当する素線切れ判定基準() 1構成より1ピッ			
			素線切れが生じた部分の断面積の割合 チ内の最大の素線 70%超・70%以下 切れ数 本			
		主索	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分			
(3)	主索又は鎖		(あり・なし) %			
,			谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (1 構成より1ピッチ内の			
			最大の萎縮切れ数			
			該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準()			
			主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号(タリング 要是正の主索の番号(タリング) 要との主索の番号(アリング) フェール・アード (アリング) フェール・アード (アリング) アード・アード (アリン) アード・アード・アード (アリング) アード・アード (アリン			
			麻託 具よ麻託した端の乗具(
		鎖	測定長さ (mm) 基準長さ (mm) (伸び %			
		20	鎖本数(本)			
(4)	主索又は鎖の張	ŋ	要重点点検の鎖の番号(要是正の鎖の番号()			
	主索又は鎖及び		プの取付部			
	主索又は鎖の緩					
	主索又は鎖の巻					
	はかり装置					
,	戸開走行保護装	置				
(10)	地震時等管制運					
	降下防止装置					
(12)	換気設備等					
	制御盤扉					
	かご室				 	
	かごの壁又は囲		び床			
	かごの戸及び敷					
	かごの戸のスイ		VI+ BE			
	床合わせ補正装		装置			
	車止め、光電装					
	かご操作盤及び 操縦機	*衣小布				
,	保袱機 外部への連絡装	黑				
	かご内の停止ス					
	用途、積載量及		の桓識			
(11)	かごの照明装置		- S. Idzinak			
(12)	停電灯装置	•				
(13)	かごの床先					
	かご上					
(1)	かご上の停止ス	イッチ				
	頂部安全距離確					
			イッチ及びリミット(強制停止)スイッチ			
	上部緩衝器又は	上部緩衝材				
(5)	頂部綱車					
			径の状況 ***			
			但住(mm) 木摩耗但住 (mm)			
			素線切れ			
(6)	調速機ロープ		該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下			
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分			
	1		(あり・なし)			
	1		直往 (mm) 木摩耗直往 (mm)			
(7)	かごの非常救出		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()			
	かごのガイドシ					
	かご吊り車					
(10)	ガイドレール及	びレールブ	ラケット			
(11)	施錠装置					
(12)	昇降路における					
(13)	乗り場の戸及び					
(14)	昇降路内の耐震					
(15)	移動ケーブル及					
(16)	釣合おもりの各	平				
	1		形式 早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式 作動の出現			
	1		作動の状況			
	1		イ. 無積載の状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認			
(17)	釣合おもり非常	止め装置	ロ. 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す 発光ダイオード、信号等により確認			
	1		発元タイオート、信号等により確認 ハ. 非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認			
	1		二. スラック式にあっては、主索又は鎖を緩めた後に釣合おもりが			
			動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認			
	釣合おもりの吊					
(19)	かごの戸の開閉					
(20)	かごの枠					

5	乗り場								
	押しボタン等及び表示器								
	非常解錠装置								
	乗り場の戸の遮煙構造								
		ナナルカンカハの神子							
,	昇降路の壁又は囲いの一部	を 目しない 部分の 構造							
	制御盤扉								
	ピット								
	保守用停止スイッチ								
(2)	底部安全距離確保スイッチ								
(3)	下部ファイナルリミットス	イッチ及びリミット(強制停							
		形式 ばね式・油入式・	・緩衝材						
(4)	緩衝器及び緩衝材	劣化の状況		適 · 否					
(1)	版 国 TEX O 版 国 们	作動の状況(油入式のものは	- 限る。)	適・否					
		油量の状況(油入式のものに	- 限る。)	適 · 否					
(5)	張り車								
(6)	ピット床								
		形式 早ぎき式・次第ぎき							
		作動の状況							
			い状態において非常止め作動時	1=					
		ブレーキを開放して確認		V-					
(7)	かご非常止め装置		空転することを確認又は空転検	知を示す					
(.,	7 0月11年5次區	発光ダイオード、信号等		AL 2 7 1					
			もりを持ち上げ、主索の緩みを	確認					
			主索を緩めた後にかごが動かず						
		主索が緩んだままである							
(0)	, ~~ App								
	かご下綱車	(140							
(9)	釣合ロープ又は釣合鎖の取		Is to see the						
(40)	A/ A 1 2 1 1 3	緩衝器形式 ばね式・油入式							
(10)	釣合おもり底部すき間	制御方式 交流1(2)段制御・	·	mm					
		前回の定期検査時(mm)						
(11)	移動ケーブル及び取付部								
	ピット内の耐震対策								
	駆動装置の主索保護カバー								
	かごの枠								
	非常用エレベーター								
	かご呼び戻し装置								
(2)	一次消防運転								
(3)	二次消防運転	二次消防運転時の速度		m/min					
	予備電源切替え回路								
	その他								
8	上記以外の検査項目								
特記:	事項								
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体	的内宏笙	7.6-	美笛の目	体的内容	7年	改善(予
省万	7大旦"只日	1火县, 芋牛只	1月1000 共平	HJI 1/다 寸	以	ゴルツタ	マドナロリドリモ	r -1	定)年月
		1							
		1							

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第三面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに適用されないことが明らかなものについては、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「一」を記入してください。
- (5) 「検査結果」欄は、別表第1 (い) 欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第1 (い)欄に掲げる検査項目について(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第1 (に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(い)欄に掲げる検査項目について(ろ)欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- (8) 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑤ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- (1) 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ①

 1 (6) 「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視等により確認し、別表第 1 (に) 欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。部品を分解しなければ目視等で確認することができない場合等でやむを得ず目視等により確認できない場合は「確認不可」を○で選択してください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で選択してください。さらに、「イ・」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ・」を○で選択した上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合にはその事項を記入してください。
- (2) 1(8)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- (13) 1(12)「綱車又は巻胴」には、「イ.」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ.」を○で選択した上で、左欄に要是正となる基準値を記入してください。また、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ.」を○で選択した上で、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。加えて、複数の溝間の摩耗差の状況により判定し、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。加えて、複数の溝間の摩耗差の状況により判定し、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ④ 1(14)「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑤ 1(14)「ブレーキ」の「保持力」には、該当する検査方法を選択し、「イ.」から「ハ.」のうち該当するものを○で選択した上で、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- (16) 1 (14)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ.」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ.」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ① 1(14)「ブレーキ」の「プランジャーストローク」には、「イ.」又は「ロ.」のうち該当するものを○で選択してください。「ロ.」を○で選択した場合は左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ.」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- [8] 1(19)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- (9) 2(1)「かご側調速機」及び2(2)「釣合おもり側調速機」には、右欄には検査の測定値を記入し、左欄には、かご側調速機にあっては、作動速度の測定値の定格 速度に対する割合、釣合おもり側調速機にあっては、作動速度の測定値のかご側キャッチ作動速度に対する割合を記入してください。
- ② 2 (3)「主索又は鎖」の「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩 耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを \bigcirc で選択してください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定 基準 には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

素線切れ判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。

- a 素線切れの判定記号
 - 素線切れが平均的に分布する場合
 - 素線切れが特定の部分に集中している場合
 - 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する 割合が70%以下である場合
 - 谷部で素線切れが生じている場合
- b 判定結果の記号
 - イ 要是正判定の場合
 - 要重点点検の場合
- ハ 指摘無しの場合

素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合

該当する素線切れ判定基準 (1-イ)

指摘事項がない場合

該当する素線切れ判定基準 (ハ)

2 (3) 「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で選択してください。「あり」を○で選択した場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記 「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。 入してください。なお、

表2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。

- a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号
- 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合 点状の腐食が多数生じている場合
- 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆がない部分の 直径に対する割合が94%未満である場合
- 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合
- b 判定結果の記号
 - 要是正判定の場合
 - 要重点点検判定の場合
 - 指摘なしの場合

錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (1-イ)

指摘事項がない場合

該当する錆及び錆びた摩耗粉判定其準(

- 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」には、それぞれ該当
- するすべての主衆番号を記入してください。 2(3)「主衆又は鎖」の「鎖」の「伸び」には最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」には、その鎖の最も摩耗した部分の長さを、「基さ」には、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。 「基準長
- 2(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」は、それぞれ該当するすべての (25)鎖番号を記入してください。
- 4(6)「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、⑳から㉑までに準じて記入してください。
- 4(17)「釣合おもり非常止め装置」及び6(7)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。また「作動の状況」には、該当する 確認方法を選択し、「イ.」から「ニ.」のうち該当するものを○で選択してください。
- ② 6(4)「緩衝器及び緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。また、「劣化の状況 (に) 欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。 「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第1
- 6(10)「釣合おもり底部すき間」には、該当する緩衝器形式及び制御方式を○で選択した上で、前回の定期検査時の値を(mm)に記入してください。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(mm)内に「-」を記入してください。
- 7(3) 「二次消防運転」には、二次消防運転時の速度の測定結果を右欄に記入してください。
- 8「上記以外の検査項目」欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査 (31) 結果等を記入してください。また、第1第4項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果 等を記入してください。 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目
- の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明 が替う、快量場合及では重要なもに入り、「知識が終われている。 らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 2(3)「主索又は鎖」において最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真並びにブレーキパッドの状況に関する写真をそれぞれ別添1様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足ります。また、主索又は鎖及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)におけ る要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

検査結果表 (第1第1項第2号に規定する昇降機)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与	代表となる検査者		
した検査者	その他の絵本書		
	10000000000000000000000000000000000000		

					昇降標	後番号		
					検査	結果		
番号			検 査 項 目	指摘なし	要重点 点 検	要是正	既 存 不適格	担当 検査者 番号
1	機械室(機械室	を有しない	エレベーターにあっては、共通)					
	機械室への通路							
			装置及び換気設備等					
		[単の心に照明	<u> 表目及∪快刈</u> 成開守					
(3)	救出装置	00000007	Date Mc DD					
(4)		開閉器及び						
(5)	制御器	接触器、 継電器及 び運転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ・製造者が指定する交換基準 () ロ・やむを得ない事情により、検査者が 設定する交換基準 ()					
(6)		ヒューズ						
(7)		絶縁 電動 制御 制御	機の回路 (300V以下・300V超) MΩ 器等の回路の300Vを超える回路 MΩ 器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 MΩ 器等の回路の150V以下の回路 MΩ					
(8)	1	接地						
	空転防止装置	-						
	階床選択機							
(11)		電動機及び	ポンプ					
(12)		圧力計						
			常用圧力銘板値 (MPa) 常用圧力の					
(13)	油圧パワー	安全弁	作動圧力測定値 (MPa) %					•
(14)	ユニット	逆止弁	11 301-10 00/2 102 (
(15)		流量制御弁						
(16)			び圧力配管					
(17)		作動油温度						
	ストップバルブ		沙門衣臣					
` '	高圧ゴムホース							
(20)	駆動装置等の耐	可農对東						
	共通						1	
(1)	圧力配管		Dill Maria De de a Maria Debrito (ala Maria de a					
(2)	調速機		過速スイッチの作動速度(定格速度の %) m/min					•
` ′			キャッチの作動速度 (定格速度の %) m/min					
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 ()					
(4)	十赤マル鉛のエヒ	L ≛ n	女里小小便の頭の笛方 () 、 安定上の朝の番方 ()					
	主索又は鎖の張		プルカナカ					
	主索又は鎖及び							
. ,	主索又は鎖の緩	マグ 伊 田 表 直						
	はかり装置							
	プランジャー	, ìº			ļ			
		トッバー						
(10)	シリンダー							

(11)	防火区画貫通部				J	
	完枚油度 (ト見) (m/min) L見 m	/min				
(12)		/min				
(13)	戸開走行保護装置					
	地震時等管制運転装置					
	降下防止装置					
	換気設備等					
	制御盤扉					
	かご室		•			
	かごの壁又は囲い、天井及び床					
(2)	かごの戸及び敷居					
(3)	かごの戸のスイッチ					
	戸開き状態において作動する予圧装置					
(=)	床合わせ補正装置及び着床装置					
(5)	(戸開き状態において作動する再床合わせ装置: 有 ・ 無)					
(6)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置					
	車止め、光電装置等					
	かご操作盤及び表示器					
(9)	外部への連絡装置					
	かご内の停止スイッチ					
	用途、積載量及び最大定員の標識					
	かごの照明装置		1			
(13)	停電灯装置					
	かごの床先					
4	かご上					
	かご上の停止スイッチ					
(2)	頂部安全距離確保スイッチ					
(3)	上部リミット(強制停止)スイッチ					
(4)	プランジャーリミットスイッチ					
(5)	プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間	mm				
(6)	頂部綱車					
(7)	プランジャー頂部綱車及び鎖車					
(8)	プランジャーのガイドシュー等					
	径の状況					
	直径(mm) 未摩耗直径 (mm)	%				
	素線切れ					
	該当する素線切れ判定基準 ()					
(9)	調速機ロープ 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下					
	新びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分					
	(あり・なし)					
	直径(mm)未摩耗直径(mm)	%				
	直任 (
(10)	該国する類及の類のに摩札材刊に基準 (-		
	かごのガイドシュー等		+	1		
	ガイドレール及びレールブラケット			1		
	施錠装置					
	昇降路における壁又は囲い					
	乗り場の戸及び敷居		1	1		
	昇降路内の耐震対策		+	1		
	移動ケーブル及び取付部					
	かごの戸の開閉機構					
	かごの枠					
	乗り場		-	•		
	押しボタン等及び表示器					
	非常解錠装置			i e		
_	乗り場の戸の遮煙構造			i e		
	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造		1	i e		
	屋上の昇降路の開口部の戸			1		
/			-	1		
(6)	屋上の柵及び警報装置					
	制御盤扉					

6	ピット										
(1)	保守用停止スイッチ										
(2)	底部安全距離確保スイッチ	-									
(3)	下部ファイナルリミットス	イッチ及びリミット(強制停	『止)スイッチ								
		形式 ばね式・油入式・緩衝材									
(4)	緩衝器及び緩衝材	劣化の状況		i		否					
(4)	板側荷及い板側杓	新器及び緩衝材 作動の状況(油入式のものに限る。) 適 · 否									
		油量の状況 (油入式のものに限る。) 適・ 否									
(5)	張り車										
(6)	ピット床										
(1)		ご非常止め装置 形式 早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式									
	かご下綱車										
	シリンダー下の綱車										
(10)	移動ケーブル及び取付部										
(11)	ピット内の耐震対策										
(12)	かごの枠										
7	上記以外の検査項目										
							-				
特記	事項						•		•		
番号	検査項目	検査事項	指摘の	具体的内容等			恐	(善策の具	具体的内容	容等	改善(予 定)年月

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 3 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに明らかに適用されないものについては、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「一」を記入してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第2(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第2(い)欄に掲げる検査項目について(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第2(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(い)欄に掲げる検査項目について (ろ)欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- (8) 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑤ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を 記入してください。
- (1) 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ① 1(5)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」には、接点を目視等により確認し、別表第2(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。部品を分解しなければ目視等で確認することができない場合等でやむを得ず目視等により確認できない場合は「確認不可」を○で選択してください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で選択してください。さらに、「イ・」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ・」を○で選択した上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合は、その事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合にはその事項を記入してください。
- (2) 1(7)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- (3) 1(13)「安全弁」には、常用圧力の銘板値及び安全弁の作動圧力の測定値を記入してください。右欄に作動圧力(測定値)の常用圧力(銘板値)に対する比率 を記入してください。
- ④ 2(2)「調速機」には、右欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値を記入し、左欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値の定格速度に対する比率を記入してください。
- (5) 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で 摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ① 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の 断面積の割合を記入し、該当するものを○で選択してください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表 1 素線切れ判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。

a 素線切れの判定記号

- 1 素線切れが平均的に分布する場合
- 2 素線切れが特定の部分に集中している場合
- 3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合
- 4 谷部で素線切れが生じている場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
- ロ 要重点点検判定の場合
- ハ 指摘なしの場合

<記入例>

素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合

該当する素線切れ判定基準(1-イ)

指摘事項がない場合

該当する素線切れ判定基準 (ハ)

- 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で選択してください。「あり」を○で選択した場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ 数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表 2 に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。
 - 錆及び錆びた摩耗粉判定其準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。

- a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号
- 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合
- 点状の腐食が多数生じている場合 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆がない部分の 直径に対する割合が94%未満である場合
- 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合
- b 判定結果の記号
 - 要是正判定の場合
 - 要重点点検判定の場合

< 記 入 例 >

へ LL C M -

指摘事項がない場合

該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (ハ)

- 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」は、それぞれ該当 するすべての主索番号を記入してください。
- 2(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「伸び」には最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」は、その鎖の最も摩耗が進んだ部分の長さを、「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- 2(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」は、それぞれ該当するすべて の鎖番号を記入してください。
- 2(12)「速度」には、上昇及び下降の定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ②20 4(9)「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、⑮から⑰までに準じて記入してください。
- ② 6 (4)「緩衝器及び緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。また、「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第 2 (に) 欄に掲げる判断基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- 4(5)「プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間」には、ブランジャーストッパーによりかごを停止させたときのかごの頂部すき間の測定値、又はかご床面と最上階床面との距離を測定し計算により算出したかごの頂部すき間の値を記入してください。
- 6(7)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。
- 7 「上記以外の検査項目」欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検 (26)・ 1. Lu.ム/アン(水具、乳口、側は、カエカロ・鬼ンがたし、サイだり以口が恢复、場口等を凹加している場合に、目は快査、場口等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査 若結果等を記入してください。 また、第1第4項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査 結果等を記入してください。
- 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を())書きで記入してください。
- 2(3)「主索又は鎖」において最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える 主索として掲げたものに関する写真をそれぞれ別添 1 様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足りま す。また、主索又は鎖を除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添 2

検査結果表 (第1第1項第3号に規定する昇降機)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与 した検査者	代表となる検査者		
した検査者	その他の絵本書		
	ての他の快宜石		

						日内上	& √17. □		
_	_					昇降村			
						検査	結果		担当
番号			検 査 項 目		465 Astr	而垂上			検査者
笛ク			快 且 快 日		指摘 なし	要重点点	要是正	既存	番号
					なし	点 恢		不適格	田り
1	歐動	装置(油圧式以外)							
_	電動	10.0							
	減速								
(2)	似坯	位							
			制動力 イ. かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速						
			度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認						
			積載荷重の1.25倍の荷重 (kg)						
(3)	ブレ	ーキ	定格速度(m/min)	mm					
			, ,						
			ロ. かごが無積載において定格速度で下降中に動力						
			を遮断し、制動距離を確認						
			制動距離の基準値 (mm)						
			径の状況						
			最も摩耗した主索の番号 ()	%					
			直径(mm)未摩耗直径 (mm)						
	ĺ		素線切れ	1よりピッチ内の					
	l		最も摩損した主索の番号 ()	素線切れ数 本					
	l		該当する素線切れ判定基準()	1構成より1ピッ					
	l	ロープ式	素線切れが生じた部分の断面積の割合	チ内の最大の素線					
	駆	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1-4.3 300					
	10RC	差胴式 土糸	70%超・70%以下	切れ数本					
	動		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (まり・たし)	%					
(4)	-/-		(あり・なし)	/*					
	方		谷部が赤錆色に見える主索の番号()	1構成より1ピッチ内					
			直径(mm)未摩耗直径(mm)	の最大の素線切れ数 本					
	式		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準()	***************************************					
			主索本数 (本)						
			要重点点検の主索の番号(要是正の主索の	の番号()					
		ラックピニオン式							
		チェーンスプ	鎖の摩耗	0/					
		ロケット式	測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	%					
		チェーンラッ	鎖の摩耗						
		クピニオン式	測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	%					
2	取動	<u> </u>	M/CXC (iiiii)						
		防止装置				1			
(1)	至転	加止表 油圧パワーユニットの	A THE LEW TO A LONG TO A L						
(2)	油		り取りりの状況						
(3)	圧	電動機及びポンプ							
(4)	パ	圧力計	T						
	ワ		銘板値(安全弁の作動圧力 MPa)	常用圧力の					
(5)		安全弁	(常用圧力 MPa)	111711711717					
	ユ		測定値(安全弁の作動圧力 MPa)	%					
(6)	ニッ	逆止弁							
(7)	ŀ	流量制御弁							
(8)	ľ	油タンク及び圧力配管							
(9)	1	作動油温度抑制装置							
	スト	ップバルブ							
, ,		ゴムホース							
	圧力								
		『 タグラフ式(下枠及び	ドアーム)						
		ンジャー				-		-	
		ンジャー ンジャーストッパー				-		-	
, ,									
(16)	ンリ	ンダー	1440 区			-			
	ĺ		径の状況	- 4					
	l		最も摩耗した主索の番号 ()	%					
	ĺ		直径(mm)未摩耗直径(mm)						
	ĺ		素線切れ	1よりピッチ内の					
	ĺ		最も摩損した主索の番号 ()	素線切れ数 本					
	ĺ		該当する素線切れ判定基準 ()	1構成より1ピッ					
	ĺ		素線切れが生じた部分の断面積の割合	チ内の最大の素線					
	→	主索	70%超·70%以下	切れ数本					
	主索		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分						
(17)	又		(あり・なし)	%					
\/	は		谷部が赤錆色に見える主索の番号()						
	鎖			1構成より1ピッチ内					
			直径(mm)未摩耗直径(mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準()	の最大の素線切れ数 本					

				主索本数 (本)					İ				
				要重点点検の主索の番号(番号()	ļ				
				摩耗 最も摩耗した鎖の番)	伸び	%	1			'	
		鎖	Į.	測定長さ (mm) 鎖本数 (本)	基準長さ (mm)			ł				
				要重点点検の鎖の番号()	要是正の鎖の番	: 号 ()	İ				
(18)	主索	又は鎖の伸び	び	文主がが入り入り出り(X/C22.03(1)		,					
		又は鎖の張											
(20)	主索	又は鎖の取り	付部										
(21)	主索	又は鎖の緩る	み検出装置										
	共通									,	,		,
` '	救出			odation mm					—				
(2)	ļ.	_	開閉器及び						-				
(3)	ł	<u> </u>	接触器、継 ヒューズ	電器及び運転制御用基板					-				
(4)	ŀ	<u> </u>		機の回路(300V以下・300V起	7)			MΩ					
	制御	器		機の回路 (300V以下・300V屋 器等の回路の300Vを超える回				M Ω	İ				İ
(5)				器等の回路の150Vを超え300				MΩ	İ				İ
				器等の回路の150V以下の回路				МΩ	İ				İ
(6)	t	ł	接地										
	耐震												
(8)	速度	完計	悠 速度 (m/min)			上昇	m/min					
			中华汉(III/ IIIIII/			下降	m/min	<u> </u>	<u> </u>			
	かご												
		の壁又は囲い							<u> </u>	<u> </u>	ــــــ	<u> </u>	ļ
		の戸又は可								<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	
				りのスイッチ									
		操作盤及び		.u∓					-				
(-/		への連絡装置		97									
(-/		停止スイッ											
		、積載量及で		の標識									
	車止												
(10)	かご	の床先と出え	入口の床先	との水平距離									
(11)	かご	非常止め装む	置										
		形式 速度		み検出式									
		のガイドシュ											
		の折りたたる	み機構						—				
		の着脱機構											
	運転	ャー 場及び昇降 !	财化										
		場の操作盤	PH .										
			可動式の手	すりのスイッチ									
		ロック	1201-4-> 1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,									
		停止スイップ	チ										
		場の戸又は「		すり									
				チ及びリミット(強制停止)ス	イッチ								
		ケーブル及び											
		路側壁等の							<u> </u>			<u> </u>	
(9)	ガイ	ドレール及び	びレールブ	ラケット					<u> </u>		<u> </u>		
		ドレール、脚枠出出器	※動装置等	<i>い</i> ガバー					-		 		
		物検出装置 たたみレー/	ni.						-		 	 	<u> </u>
		以外の検査											<u> </u>
Ť	AC.	シャロ・イ1 ス 旦・	<u> </u>										
特記4	事項												
番号		検査項	E .	検査事項		指摘の具体に	的内容等		改	善策の具	体的内容	字等	改善(予
									<u> </u>				定)年月
									<u> </u>				
									1			ļ	1
											-		
	1			1	1				l			I.	1

- 1 この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してくださ L
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別配第36号の4様式第二面3欄に配入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に -」を記入してください

⑤ 」

- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第3(い)欄に掲げる検査項目について(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場に○印を記入してください (ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)。 (6) 合に〇印を記入してください(ただし、(に)欄が「イ」、
- 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第3(に)欄が「イ」、「ロ」に分が(ろ)欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。 「ロ」に分かれている場合において、(い)欄に掲げる検査項目について
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。 (8)
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合 は、記入不要です
- ⑪ 1「駆動装置(油圧式以外)」には、駆動装置が油圧式の場合は抹消してください。
- 1 (3) 「ブレーキ」の「制動力」には、かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ.」を○印で選択し、積載荷重の1.25倍の荷重の値及び定格速度を記入してください。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ.」を○印で選択し、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には検査で測定した 制動距離を記入してください。
- ③ 1(4)「駆動方式」の該当しない項目を抹消してください。
- 1(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2(17)「主索又は鎖」の「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩 耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入して下さい。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分 の直径に対する割合を記入してください。
- 1(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2(17)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で選択してください。「1よりビッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ビッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ビッチ内の最大の素線切れ数」には、1ビッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

素線切れ判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。

a 素線切れの判定記号

- 素線切れが平均的に分布する場合
- 素線切れが特定の部分に集中している場合
- 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する 割合が70%以下である場合
- 谷部で素線切れが生じている場合
- b 判定結果の記号
- 要是正判定の場合
- ロ要重点点検の場合
- 指摘無しの場合

素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合

該当する素線切れ判定基準 (1-イ)

指摘事項がない場合

該当する素線切れ判定基準(

1 (4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2 (17)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で選択してください。「あり」を○で選択した場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ビッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉

錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。 a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号

- 及び頭びた摩耗粉が利度に労 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合 点状の腐食が多数生じている場合 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆がない部分の 直径に対する割合が94%未満である場合 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合
- b 判定結果の記号
 - 要是下判定の場合
- 要重点点検判定の場合

錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (1-イ)

指摘事項がない場合 該当する舗及び舗びた摩耗粉判定其準(

-) 1(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2(17)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検 の主索」及び「要是正の主索」には、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。 ⑤ 1(4)「駆動方式」の「チェーンスプロケット式」及び「チェーンラックピニオン式」の「鎖の摩耗」の「測定長さ」には、その鎖の最も摩耗の進んだ部分の 長さを、「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入して (18) ください。
- ② 2「駆動装置(油圧式)」には駆動装置が油圧式以外の場合は抹消してください。
- 2(5)「安全弁」の「銘板値」には、安全弁の作動圧力の銘板値を記入することとし、安全弁の作動圧力の銘板値がない場合は、常用圧力の銘板値を記入して 「測定値」には、安全弁の作動圧力の測定値を記入して下さい。右欄には、左欄に常用圧力の銘板値が記入した場合のみ安全弁の作動圧力の測定値の常 用圧力の銘板値に対する比率を記入してください。
- ② 2 (17)「主索又は鎖」の「鎖」のうち「伸び」には、最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」は、その鎖の最も摩耗が進んだ部分の長さを 「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してくださ 「測定長さ」は、その鎖の最も摩耗が進んだ部分の長さを、 V.
- ② 2(17)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」には、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。
- 図 3(5)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ② 3(8)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- 4(11)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。
- ③ 6「上記以外の検査項目与欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また第1第4項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結 果等を記入してください。
- 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項 日の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するととして、改善する検査項目の番号、検査項目及び検査事章を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するととして、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を())書きで記入してください。
- 1 (4) 「駆動方式」及び2 (17) 「主索又は鎖」において最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真並びにブレーキパッドの状況に関する写真をそれぞれ別添1様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足ります。また、主索又は鎖及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

検査結果表 (第1第1項第4号に規定する昇降機)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与 した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		
	ての他の検査者		

				昇降村	巻番号		
			検査結果				
番号		検 査 項 目	指摘なし	要重点 点 検		既 存 不適格	担当 検査者 番号
1	駆動装置		1	Į	Į	1 25 114	
(1)		開閉器及び遮断器					
(2)	İ	接触器、継電器及び運転制御用基板					
(3)		ヒューズ					
(0)	†	絶縁 電動機の回路 (300V以下・300V超) MΩ					
	制御器	制御器等の回路の300Vを超える回路 MΩ					
(4)		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 MΩ					
		制御器等の回路の150V以下の回路 MΩ					
(5)	ł	接地					
	電動機	1,0,70					
	減速機						
(1)	PAREIX	制動力					
		イ. いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速					
		度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認					
		積載荷重の1.25倍の荷重 (kg)					
(8)	ブレーキ	定格速度(m/min) mm					
		ロ. かごが無負荷の状態において定格速度で下降中					
		に動力を遮断し、制動距離を確認					
	麻袋士 /甲	制動距離の基準値 (mm) 図動ローラー)	<u> </u>				
			-				
	駆 ラックピコ						
(9)	動 チェーンス	. %					
	カーログットエ	測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	4				
	チェーンラ	式 チェーンラッ 鎖の摩耗					
		DODEST CO. TIMES					
	鎖の緩み検出装	•					
	駆動装置等のカ						
(12)	かご非常止め装						
		出式・緩み検出式					
	かごのガイドシ		<u> </u>				
		ットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ					
	充電池	STEP LL L Hefe					
(16)	駆動装置等の耐						
(17)	速度 定	格速度(m/min) 上昇 m/min 下降 m/min					
	いす関係		1	ı	ı		
	いす部	For the Toronto Herrica	-				
		タン等及び操作レバー					
` ′	いすの回転装置		1				
` ′		び最大定員の標識	1				
	障害物検出装置		1				
	運転キー		1	-	-		
	安全ベルト	松叶	1				
	いす折りたたみ			l	l		
	乗り場及び階段		1	ı	ı		
	乗り場の押しボ		 				
	2) リモートコントロールスイッチ3) ガイドレール及びレールブラケット						
			 				
	折りたたみレー		1				
	移動ケーブル及	ルトロソー	1				
	充電装置		1				
	耐震対策	· 在日	l	l	l		
4	上記以外の検査	[快日	1	ı	ı		
			-				
			-				
]		1	ı	l	1	

特記4	特記事項									
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予 定)年月					

(注音)

- この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してくださ しい
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のいす式段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。
- (5) 「検査結果」欄は、別表第4(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第4(い)欄に掲げる検査項目について(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください (ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)。 (6)
- 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第4(に)欄が「イ」、「ロ」に分っ (ろ)欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。 「ロ」に分かれている場合において、(い)欄に掲げる検査項目について (7)
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を (9) 記入してください
- (10) 「担当論杏者番号」欄は「「論杏に関与」た論杏者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇路機の論杏を行った論杏者が1人の場合 は、記入不要です。
- ⑪ 1(4)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- 1 (8)「ブレーキ」欄の「制動力」には、いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ.」を○印で選択し、積載荷重の1.25倍の荷重の値及び定格速度を記入してください。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ.」を○印で選択し、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には検査で測定した 制動距離を記入してください。
- ① 1(9)「駆動方式」欄には、該当しない項目を取消線で抹消した上で、「チェーンスプロケット式」及び「チェーンラックビニオン式」の「鎖の伸び」のうち「測定長さ」には、その鎖の摩耗した部分の長さを、「基準長さ」には、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に長在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。 「基準長さ」には、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現
- ⑭ 1(12)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。
- 1(17)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- 4 「上記以外の検査項目」欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第1第4項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を())書きで記入してください。
- ブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、ブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是 正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

検査結果表 (第1第1項第5号に規定する昇降機)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与	代表となる検査者		
当該便登に関与 した検査者	その他の絵本者		
	その他の検査者		

_						昇降機番号				
							検査結果			
番号	検 査 項 目			指摘	要重点	l		担当 検査者		
ш /			IX H X H		なし	点 検	要是正		番号	
					140	AN 1天		不適格	ш.у	
1	機械室									
(1)	機械室内の状況									
(2)		開閉器及び遮断器								
			電動機主回路用接触器の主接点							
			主接点を目視等により確認	適・否・確認不可	1					
				YES EL MERCI I	-					
			フェールセーフ設計							
			(該当する・該当しない)							
			交換基準	最終交換日						
			イ. 製造者が指定する交換基準 ()							
			p. やむを得ない事情により、	年 月 日						
İ			検査者が設定する交換基準							
		接触器、継電器	()							
(3)		及び運転制御用	ヴェンロ技術 明の技士	l .	ł					
		基板	ブレーキ用接触器の接点							
	制御器		接点を目視等により確認	適・否・確認不可						
	14.2 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14		フェールセーフ設計							
			(該当する・該当しない)							
			交換基準	最終交換日						
			イ. 製造者が指定する交換基準 ()							
			() ロ. やむを得ない事情により、	年 月 日						
			検査者が設定する交換基準							
			()							
(4)		ヒューズ		I .						
(1)			路(300V以下・300V超)	MΩ						
<i>(</i> -)			回路の300Vを超える回路	M Ω						
(5)			回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ						
			の150V以下の回路	MΩ						
(6)		接地								
(7)	電動機	•								
		しゅう動面への油	の仕差の供知							
		O 17 / 20/1 1 1/1	の1711/目の状化	適・ 否						
1		パッドの厚さ	の引有の代仇	適・否						
				適・否						
		パッドの厚さ イ. 製造者が指定す		適・否						
		パッドの厚さ イ. 製造者が指定す	トる なる基準値 (mm)							
		パッドの厚さ イ. 製造者が指定す 要重点点検と 要是正となる	- た なる基準値 (mm)	適· 否 mm						
		パッドの厚さ イ. 製造者が指定す 要重点点検と 要是正となる ロ. やむを得ない	「るなる基準値 (mm) 基準値 (mm)							
		パッドの厚さ イ. 製造者が指定す 要重点点検と 要是正となる ロ. やむを得ない	rる なる基準値 (mm) 基準値 (mm) 写情により、検査者が設定する なる基準値 (mm)							
(0)	ブレーキ	パッドの厚さ イ. 製造者が指定す 要重点点検と 要是正となる ロ. やむを得ない 要重点点検と	「つるなる基準値 (mm) 基準値 (mm) 事情により、検査者が設定する なる基準値 (mm)							
(8)	ブレーキ	パッドの厚さ イ. 製造者が指定す 要重点点検と 要是正となる ロ. やむを得ない事 要重点点検と 要是正となる	「つるなる基準値 (mm) 基準値 (mm) 事情により、検査者が設定する なる基準値 (mm)							
(8)	ブレーキ	パッドの厚さ イ. 製造者が指定す 要重点点検と 要是正となる ロ. やむを得ない! 要重正となる 要是正となる プランジャースト	たる なる基準値 (mm) 基準値 (mm) 呼情により、検査者が設定する なる基準値 (mm) 基準値 (mm)							
(8)	ブレーキ	パッドの厚さ イ. 製造者が指定で 要要は点検なる ロ. やむを得点はとない。 要重点とない。 要更とでは、 要を持った検と アランジャース外 ロ. 製造者が指定で 要重点点検	たる なる基準値 (mm) 基準値 (mm) を特により、検査者が設定する なる基準値 (mm) エ単値 (mm)							
(8)	ブレーキ	パッドの厚さ イ.製造者が指検とるい。 要是とない。 要是とない。 要是とない。 要是とない。 要是とマースト イ.構造者が指検さる イ.構造者が指検で。 要是ない。 要となった。 要となった。 要となった。 、要となった。 、要となった。 、要となった。 、要となった。 、要となった。 、要となった。 、要となった。 、要となった。 、要となった。 、要となった。 、要となった。 、要となった。 、要となった。 、要となった。 、要となった。 、をなった。 、をなった。 、をなった。 、をなった。 、をなった。 、をなった。 、をなった。 、をなった。 、要となった。 、をなった。 、をなった。 、をなった。 、をなった。 、をなった。 、をなった。 、をなった。 、をなった。 、をなった。 、をなった。 、をなった。 、をなった。 、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を	たる なる基準値 (mm) 基準値 (mm) をおま準値 (mm) 基準値 (mm) エーク	mm						
(8)	ブレーキ	パッドの厚さ イ. 製造者が点をない。 要是とない。 要是とない。 要是とない。 要是というでは、 要要とが、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	たる なる基準値 (mm) 基準値 (mm) をる基準値 (mm) 基準値 (mm) ローク たる基準値 (mm) なる基準値 (mm) なる基準値 (mm) なる基準値 (mm)	mm						
(8)	ブレーキ	パッドの厚さ イ.製造者が指検と 要是をない。 要是をない。 要となった。 要を自点をなる。 を要という。 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは	たる なる基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) ローク (mm) 本る基準値 (mm) なる基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm)	mm						
(8)	ブレーキ	パッドの厚さ指検と イ. 製造重点となり 要是となり 要要とむ重点正となり 検なるいとと 要要という で、要要という で、要要という で、となり を、で、で、とない。 を、で、で、とない。 となり、 を、で、とない。 となり、 を、で、とない。 となり、 を、で、とない。 となり、 を、で、とない。 となり、 を、とない。 と、で、とない。 と、で、とない。 と、で、とない。 と、で、とない。 と、で、と、ない。 と、で、と、ない。 と、で、と、ない。 と、で、と、ない。 と、で、と、ない。 と、と、ない。 と、で、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	たる 基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm)	mm						
(8)	ブレーキ	パッドの厚さ指検と イ. 製 要是をない。 要要是を得点をない。 要要といる。 要要といる。 要要という。 で、要要という。 で、要要という。 で、要要という。 で、要要となる。 で、とない検とる。 で、要として、ないをといる。 要となる。 要という。 要という。 要という。 要という。 要という。 で、とない。 を、で、とない。 を、で、とない。 を、で、とない。 を、で、とない。 を、で、とない。 を、で、という。 まに、このい。 まに、とない検とる。 非常に、とない検とる。 非常に、とない検とる。 非常に、とない検とる。 非常に、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 という。 を、という。 とい。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 といる。 という。 といる。 とい。 といる。 といる。 とい。 とい。 とい。 といる。 とい。 といる。 といる。 といる。 といる。 とい。 といる。 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	でなる基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm)	mm						
, ,		パッドの厚さ指検と イ. 製造重点となり 要是となり 要要とむ重点正となり 検なるいとと 要要という で、要要という で、要要という で、となり を、で、で、とない。 を、で、で、とない。 となり、 を、で、とない。 となり、 を、で、とない。 となり、 を、で、とない。 となり、 を、で、とない。 となり、 を、とない。 と、で、とない。 と、で、とない。 と、で、とない。 と、で、とない。 と、で、と、ない。 と、で、と、ない。 と、で、と、ない。 と、で、と、ない。 と、で、と、ない。 と、と、ない。 と、で、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、ない。 と、と、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	でなる基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm)	mm						
, ,	ブレーキ	パッドの厚さ指検と イ. 製 要是をない。 要要是を得点をない。 要要といる。 要要といる。 要要という。 で、要要という。 で、要要という。 で、要要という。 で、要要となる。 で、とない検とる。 で、要として、ないをといる。 要となる。 要という。 要という。 要という。 要という。 要という。 で、とない。 を、で、とない。 を、で、とない。 を、で、とない。 を、で、とない。 を、で、とない。 を、で、という。 まに、このい。 まに、とない検とる。 非常に、とない検とる。 非常に、とない検とる。 非常に、とない検とる。 非常に、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、は、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 を、という。 という。 を、という。 とい。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 といる。 という。 といる。 とい。 といる。 といる。 とい。 とい。 とい。 といる。 とい。 といる。 といる。 といる。 といる。 とい。 といる。 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	でなる基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm)	mm						
		パッドの厚さ イ.製画電子では 要要是をないとと 要要是をないとと 要要是を点正となりを 要要是できればない。 で、要要是では、一つで、 要要是では、一つで、 で、で、要要是では、一つで、 要要となる。 で、要要となる。 で、とない。 を、で、とない。 を、で、とない。 を、で、とない。 を、で、とない。 を、で、とない。 を、で、とない。 を、で、で、とない。 を、で、と、ない。 を、で、とない。 を、で、とない。 を、で、とない。 を、で、とない。 を、で、とない。 と、で、とない。 と、で、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、と、ない。 と、で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	たる基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) なる基準値 (mm) なる基準値 (mm) ローク	mm						
, ,		パッドの厚さ指検と 要となった。 要要となったとないをと 要というではないなと 要というではないなと 要というではないなと 要というではないなと 要というではないない。 でではないない。 でではないない。 ではないない。 ではないない。 ではないない。 ではないない。 ではないない。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 ではない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	たる なる基準値 (mn) 基準値 (mn) 基準値 (mn) 基準値 (mn) をる基準値 (mn) を る基準値 (mn) 基準値 (mn) 基準値 (mn) 基準値 (mn) を を 表準値 (mn) を を 表準値 (mn) を と 距離測定 離 ≦ 600mm) たっと	mm						
, ,		パッドの厚さ指検と 要とでする。 要要となる。 要要となる。 要要というでは、 要要というでは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、	たる なる基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) ローク 「ころ なる基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) をう基準値 (mm) をうととでは、 mm) 基準値 (mm) だけに距離測定 正離 ≤ 600mm)	mm						
, ,		パッドの厚さ指検とない。 「大きない」とない様とない。という。 「大きない」とない様とない。という。 「大きない」とない様とない。という。 「大きない」とない様とない。 「大きない」とない様とない。 「大きない」という。 「大きない」という。 「大きない」という。 「大きない」という。 「大きない」という。 「大きない」という。 「大きない」という。 「大きない」という。 「大きない」という。 「大きない」という。 「大きない」という。 「大きない」という。 「ない」。 「ない」という。 「ない」という。 「ない」という。 「ない」という。 「ない」。 「ない」。 「ない」。 「ない」。 「ない」。 「ない」。 「ない。	たる なる基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) ローク たる基準値 (mm) なる基準値 (mm) をもま準値 (mm) を持により、検査者が設定する なる基準値 (mm) を手情により、検査者が設定する なる基準値 (mm) を手情により、検査者が設定する なる基準値 (mm)	mm						
, ,		パッドの厚さ指検と 要とでする。 要要となる。 要要となる。 要要というでは、 要要というでは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、	たる なる基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) ローク たる基準値 (mm) なる基準値 (mm) をもま準値 (mm) を持により、検査者が設定する なる基準値 (mm) を手情により、検査者が設定する なる基準値 (mm) を手情により、検査者が設定する なる基準値 (mm)	mm						
, ,		パッドの厚さ指検と ・製・ 要是を を を 要 と で を を で で で で で で で で で で で で で で で で	たる なる基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) ローク たる基準値 (mm) なる基準値 (mm) をもま準値 (mm) を持により、検査者が設定する なる基準値 (mm) を手情により、検査者が設定する なる基準値 (mm) を手情により、検査者が設定する なる基準値 (mm)	mm						
, ,		パッドの厚さ指検と ・製・要とない。と ・やかとない。と ・を、要という。 ・やでは、ないりと ・では、ないり、と ・では、ないり、ないり、ないり、ないり、ないり、ないり、ないり、ないり、ないり、ないり	たる なる基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) ローク 「ころ なる基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) をうる基準値 (mm) をうとを含ま準値 (mm) 停止距離測定 正離 ≤ 600mm) 況 ころ 基準値 (mm・%) を持により、検査者が設定する 基準値 (mm・%)	mm mm						
, ,		パッドの で さ に で で で で で で で で で で で で で で で で で	たる なる基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) ローク 「こる mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) をる基準値 (mm) をも書準値 (mm) 停止距離測定 に難≦600mm) に対し、検査者が設定する 基準値 (mm・%) 基準値 (mm・%) 基準値 (mm・%) 基準値 (mm・%) 基準値 (mm・%)	mm mm						
, ,		パッドの厚さ指検と ・製・要とない。と ・やかとない。と ・を、要という。 ・やでは、ないりと ・では、ないり、と ・では、ないり、ないり、ないり、ないり、ないり、ないり、ないり、ないり、ないり、ないり	たる なる基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) ローク 「る なる基準値 (mm) なる基準値 (mm) 軽準値 (mm) 軽準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) をを基準値 (mm) 停止距離測定 離≦600mm) 況 たる 基準値 (mm・%) 基準値 (mm・%) 動鎖のかみ合いの状況	mm mm						
, ,		パッドの音が指検なるいととの情報を表して、要要というでは、 要要というでは、 要要というでは、 要要というでは、 要要というでは、 要要というでは、 要要というでは、 要要というでは、 要要というでは、 要要というでは、 要要というでは、 要要というでは、 要要に、 で、 要要に、 で、 要要に、 で、 要要に、 で、 要要に、 で、 を、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので	たる基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) を表準値 (mm) で mm) を表準値 (mm) で mm) を表準値 (mm) を表準値 (mm) を表準値 (mm) を表準値 (mm) を表準値 (mm) を表準値 (mm) を表準値 (mm・%) を指により、検査者が設定する を表準値 (mm・%) を指により、検査者が設定する を表準値 (mm・%) を表準値 (mm・%) を表準値 (mm・%) を表準値 (mm・%)	mm mm						
, ,		パッツ () では、) いは、) では、) では、) では、) では、) いいは、) には、) いいは、) には、) いいは、) いいは、) には、) には、) には、) には、) には、) には、) には、) には、) には、) には、	たる 基準値 (mm) 本	mm mm mm·%						
(9)		パットのでは、	たる	mm mm mm·%						
(9)	滅速機	パッツ () では、) いは、) では、) では、) では、) では、) いいは、) には、) いいは、) には、) いいは、) いいは、) には、) には、) には、) には、) には、) には、) には、) には、) には、) には、	たる 基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) 基準値 (mm) を	mm mm mm·%						

(1) (2) (3) (4) (5) (6)	踏段反転装置 乗降ロ ランディングプレート くし板 くし板及び踏段のかみ合 インレットガード 昇降起動スマッチ 連要 定格速度	イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定 要重点点ない か. やむを点点ない 変更正と得ない 要是正とない ニ. 歯面を目視等 給油の状況	する となる基準値	%) %) %)	mm·% 適·否 適·否					
(7)			m/min)	上昇下降	m/min m/min					
	中間部			LLIT	my mall					
	ハンドレール駆動装置									
(-/	ハンドレール									
	内側板									
	踏段 踏段レール又はローラー									
(6)	四枚 / 人は /		踏段鎖の給油の状況	I	適 • 否					
(6)	踏段鎖、ベルト又は踏段	と相互の すき間	ベルトの劣化の状況 踏段相互のすき間		· 否	† †				
(7)	スカートガード			•						
4	安全装置									
	インレットスイッチ									
	非常停止ボタン									
	スカートガードスイッチ									
	踏段鎖安全スイッチ又は	「ヘルト女全スイ	ッナ 							
(5)	踏段浮上り検出装置 作動の状況				適 ・ 否					
(6)	駆動鎖切断時停止装置				適 ・ 否					
(7)	ハンドレール停止検出装	置		•						
	安全対策									
	交差部固定保護板	7.77 (T. 10.77 - 10.55)								
	転落防止柵、進入防止用	仕切板及び誘導権	llt							
	落下物防止網								-	
	踏段上直部の障害物 交差部可動警告板									
	路段面注意標識 踏段面注意標識								 	
	登り防止用仕切板					 	 	 	 	
	防火区画を形成するシャ	・ッター又は戸との	の連動停止装置							
6	その他									
(1)	車いす搬送用踏段									
7	上記以外の検査項目									
					·					
特記事	15									
		1A -11	11-14- = D 11	-66-1-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-1		٠,	- ** * ~ P	4444	- ArAr	改善(予
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体	2时/7谷寺		ψ,	(音取の具	.体的内容	- 手	定)年月
\vdash		 								
		ļ								
		1								
		 								

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該エスカレーターの検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の昇降機に適用されないことが明らかなものについては、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第5 (い) 欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第5 (い)欄に掲げる検査項目について(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第5 (に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(い)欄に掲げる検査項目について (ろ)欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、 記入不要です。
- ① 1(3)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視等により確認し、別表第5 (に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。部品を分解しなければ目視等で確認することができない場合等でやむを得ず目視等により確認できない場合は「確認不可」を○で選択してください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的に踏段を制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で選択してください。さらに、「イ・」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ・」を○で選択した上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合にはその事項を記入してください。
- ⑫ 1(5)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ③ 1(8)「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ④ 1(8)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ.」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ.」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑤ 1(8)「ブレーキ」の「プランジャーストローク」には、「イ.」又は「ロ.」の該当するものを○で選択してください。「ロ.」を○で選択した場合は左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ.」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑥ 1(8)「ブレーキ」の「非常停止時の踏段停止距離測定」には、右欄に測定した停止距離を記入してください。
- ① 1(10)「駆動鎖」の「駆動鎖の張りの状況」には、「イ、」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ.」を○で選択した上で、左欄に要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。
- (8) 1 (10) 「駆動鎖」の「スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況」には、別表第5 (に) 欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合には「否」を○で選択してください。
- ⑪ 1(10)「駆動鎖」の「駆動鎖の伸び」には、「イ.」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準により判定した場合は、「ロ.」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。
- ② 1(10)「駆動鎖」の「駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ」には、駆動スプロケットと従動スプロケットの芯が常に一定となる案内構造を用いており、 駆動鎖交換時又は張力調整時に芯ずれ調整が不要の場合は「イ.」を○で選択してください。「イ.」に該当しない場合は、「ロ.」を○で選択した上で、左欄に製造 者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基 準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ.」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正と なる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。歯面を目視等により確認した場合は、「ニ.」を○で選択した上で、別表第5(に)欄に 掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合には「否」を○で選択してください。
- ② 2(7)「速度」には定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ② 3(6)「踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間」の「踏段鎖の給油の状況」及び「ベルトの劣化の状況」には別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。また、「踏段相互のすき間」には、右欄に検査で測定した踏段相互のすき間を記入してください。
- ② 4(6)「駆動鎖切断時停止装置」の「作動の状況」、「可動部の状況」及び「設定の状況」には、別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ② 7「上記以外の検査項目」欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第1第4項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ② 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を())書きで記入してください。
- ⑩ ブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、ブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

検査結果表

(第1第1項第6号に規定する昇降機)

		氏 名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
TENER TOTAL	その他の検査者		
	ての他の無重相		

				昇降機番号							
1								検査結果			
10	番号			検査項目			要重点			検査者	
(2) 東京高及び香香製 電前線立門商用機構設立上校三 2	1	機械室									
(4) (4	(1)	機械室への経路及び点	検口の戸								
本級点を目標等により確認 20-07-68-28-28-28-28-28-28-28-28-28-28-28-28-28	(2)		開閉器及び遮断器	1							
(3)					適・否・確認不可						
(4)	(3)		及び運転制御用	(該当する・該当しない) 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準 () ロ.やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()							
10 大学 10 10 10 10 10 10 10 1			基板		適・否・確認不可						
(4)		制御器		(該当する・該当しない) 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準 ()	最終交換日						
20 20 20 20 20 20 20 20				検査者が設定する交換基準	7, 6						
(6) 制卵器等の回路の150×6型え300V以下の回路 MQ MQ 制卵器等の回路の150×0以下の回路 MQ MQ 制卵器等の回路の150×以下の回路 MQ MQ (6) 接地 (7) 接達歯車 (7) 接達歯車 (7) 接達歯車 (7) 表演者が指定する要是正となる基準値 mm (7) 表演者が指定する要是正となる基準値 mm (7) 表演を含まい事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を指定する (7) 表示を指定する (7) 表示を指定する (7) 表示を指定する (7) 表示を指定する (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、検査者が設定 (7) 表示を得ない事情により、大き者が設定 (7) 表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	(4)		ヒューズ								
(7)	(5)		制御器等の 制御器等の)回路の300Vを超える回路)回路の150Vを超え300V以下の回路	$ \stackrel{M}{\Omega} \Omega $						
(7)	(6)		接地		ı						
(8)			減速歯車								
株式	(8)		綱車又は巻胴	イ.製造者が指定する要是正となる基準値 mm) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 mm) ハ.綱車と主索の滑り等により判定	mm 適 · 否						
(10) 巻上機 しゅう動面への油の付着の状況 適・否 パッドの厚きイ、製造者が指定する要素準値 要是正となる基準値 要是正となる基準値 mm) 右 mm ロ、やむを得ない事情により、検査者が設定 左 mm 要重点点検となる基準値 mm) (11) そらせ車 (12) 電動機 (mm) (13) 主索の緩み検出装置 (mm) (14) 主索の巻過ぎ検出装置 (mm) (15) 速度 (定格速度: m/min) 上昇 m/min m/min 2 かご室の壁又は囲い、天井及び床 (理報量の標識 を発生の標識 (mm) (3) 搭乗禁止の標識 (mm)	(9)		軸受								
Tu	(0)	1		パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値	適 • 否						
(11) そらせ車 (12) 電動機 (13) 主素の緩み検出装置 (14) 主素の巻過ぎ検出装置 (15) 速度 (定格速度: m/min)	(10)		ブレーキ	要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する	i.						
(12) 電動機 (13) 主索の緩み検出装置 (14) 主索の巻過ぎ検出装置 上昇 m/min 下降 m/min (15) 速度(定格速度: m/min) 上昇 m/min 下降 m/min 2 かご室 (1) かご室の壁又は囲い、天井及び床 (2) 積載量の標識 (3) 搭乘禁止の標識				(mm) 要是正となる基準値 (mm)	適 · 否						
(13) 主索の緩み検出装置 上昇 m/min 下降 m/min (15) 速度(定格速度: m/min) 上昇 m/min 下降 m/min 2 かご室 いご室の壁又は囲い、天井及び床 (2) 積載量の標識 (2) 積軟量の標識 (3) 搭乗禁止の標識 (3) 搭乗禁止の標識											
(14) 主索の巻過ぎ検出装置 上昇 m/min 下降 m/min (15) 速度(定格速度: m/min) 上昇 m/min 下降 m/min 2 かご室 (1) かご室の壁又は囲い、天井及び床 (2) 積載量の標識 (2) 積軟量の標識 (3) 搭乗禁止の標識 (3) 搭乗禁止の標識											
(15) 速度 (定格速度: m/min) 上昇 m/min 下降 m/min 2 かご室 (1) かご室の壁又は囲い、天井及び床 (2) 積載量の標識 (3) 搭乗禁止の標識 (3) 搭乗禁止の標識											
(1) かご室の壁又は囲い、天井及び床 (2) 積載量の標識 (3) 搭乗禁止の標識			m/min)								
(2) 積載量の標識 (3) 搭乗禁止の標識	2	かご室									
(3) 搭乗禁止の標識	(1)	かご室の壁又は囲い、	天井及び床								
	(2)										
(4) かごの戸					<u> </u>						
	(4)	かごの戸									

3	最上階出し入れ口								
		径の状況							
		最も摩耗した主索の番号()		%					
		直径(mm)未摩耗直径(mm)						
		素線切れ	,	1よりピッチ内の					
		最も摩損した主索の番号 (該当する素線切れ判定基準 ()	素線切れ数本					
		素線切れが生じた部分の断面積の割		1構成より1ピッチ内の					
			超・70%以下	最大の素線切れ数 本					
(1)	主索	At 21 2 15 to (1/2 to 1	> ~ 4n /\	77					
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見	スる部分 あり ・ なし)	%					
		谷部が赤錆色に見える主索の番号()	1 構成より 1 ピッチ内					
		直径(mm)未摩耗直	径 (mm)	の最大の素線切れ数					
		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基	平 ()	本					
		主索本数(本)							
		要重点点検の主索の番号()、	要是正の主索の番号()					
(2)	主索の張り	•							
(3)	主索の取付部								
(4)	上部リミット(強制停	止) スイッチ							
(5)	かごのガイドシュー等								
(6)	かご吊り車								
4	各階出し入れ口								
(1)	昇降路における壁又は	囲い							
(2)	出し入れ口の戸及び出	し入れ口枠							
(3)	操作ボタン及び信号装	置							
(4)	走行停止ボタン又はス	イッチ							
(5)	ドアスイッチ								
(6)	ドアロック								
(7)	戸開放防止警報装置								
(8)	二方向同時開放警告装	置							
(9)	積載量の標識	<u></u>							
	搭乗禁止の標識								
· .	ガイドレール及びレー	ルブラケット							
	最下階出し入れ口							I.	<u>I</u>
(1)	下部リミット(強制停	止) スイッチ							
(2)	ピット床								
(3)	釣合おもり底部すき間								
(4)	釣合おもりの各部								
(5)	釣合おもりの吊り車								
(6)	移動ケーブル及び取付	部							1
(7)	かご非常止め装置	HIA							
(8)	かっ非常正の装直 釣合おもり非常止め装	置					 	}	
6	上記以外の検査項目	<u> </u>						<u> </u>	
_	- エルレジンバック(火)里で入口								
									
							 	1	
特記事	1項						1		<u> </u>
7V #L-₹	··×	1							at 24 /
番号	検査項目	検査事項	指摘の具	体的内容等	改	(善策の具	体的内容	等	改善(予定)年 月
		<u> </u>							
_									
<u> </u>									

(注音)

- この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。 (1)
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- 権査項目のうち、その点検事項が点検の対象の小荷物専用昇降機に適用されないことが明らかなものについては、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に -」を記入してください
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第6(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第6(い)欄に掲げる検査項目について(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に ○印を記入してください(ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)。 6
- 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第6(に)欄が「イ」、「ロ」欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください 「ロ」に分かれている場合において、(い)欄に掲げる検査項目について(ろ)
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入 してください。
- 10 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、 記入不要です。
- ⑪ 1(4)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視等により確認し、別表第6 1 (4)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視等により確認し、別表第6 (に) 欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。部品を分解しなければ目視等で確認することができない場合等でやむを得ず目視等により確認できない場合は「確認不可」を○で選択してください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で選択してください。さらに、「イ.」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ.」を○で選択した上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換 日及びその他の必要と考える事項がある場合にはその事項を記入してください。
- ⑫ 1(6)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- 1 (9) 「網車又は巻胴」には、「イ.」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ.」を○で選択した上で、左欄に要是正となる基準値を記入してください。また、右欄に検査で測定した寸法を記入し、網車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ.」を○で選択した上で、別表第6(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○を選択してください。加えて、複数の溝間の摩耗差の状況により判定し、別表第6(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- 1(11)「プレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第6(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選 択してください。
- 1 (11) 「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ.」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ.」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑯ 1(16)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- 3(1)「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- 3(1)「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを〇で選択してください。「1よりビッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ビッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ビッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れの判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

素線切れ判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記載すること。

a 素線切れの判定記号

- 素線切れが平均的に分布する場合 1
- 素線切れが特定の部分に集中している場合 素線切れが特定の部分に集中している場合 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する 割合が70%以下である場合
- 谷部で素線切れが生じている場合
- b 判定結果の記号
 - 要是正判定の場合
 - 要重点点検の場合指摘無しの場合 \Box

指摘事項がない場合 該当する素線切れ判定基準(

- 3(1)「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あ 3 (1) 「玉糸」の「蛹のた摩柱的により谷前が小類色に兄んる前方」には、蛹のた摩柱的により谷前が小類色に兄んる前方がない場合は「なじ」を、める場合は「な り」を〇で選択してください。「あり」を〇で選択した場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により 谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える 部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及 び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉の判定基準の記号を記入してください。
 - 錆及び錆びた摩耗粉の判定基準の記号 以下のaとbの記号を組み合わせて記載すること。
 - a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号
 - 1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合

 - 新のた事代のか多量に行者している場合 点状の腐食が多数生じている場合 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆がない部分の 直径に対する割合が94%未満である場合
 - 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合
 - b 判定結果の記号
 - イ 要是正判定の場合
 - 要重点点検判定の場合 D
 - 指摘なしの場合

指摘事項がない場合

該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (ハ)

- ② 3(1)「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」欄及び「要是正の主索」欄は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ② 6 「上記以外の検査項目」欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第1第4項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑪までに準じて検査結果等を記入してください。
- 記入していた。 ② 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の 番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らか になっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになって いる場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を() 書きで記入してください。
- ② 3(1)「主索」において最も摩耗した主索として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真並びにブレーキパッドの状況に関する写真をそれぞれ別添1様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足ります。また、主索及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。